

目次

第1章 令和2年度改定（中間見直し）の趣旨・計画の位置付け	1
1 令和2年度改定（中間見直し）の背景	1
2 令和2年度改定（中間見直し）の位置付け	3
3 計画期間	5
第2章 現状と課題	6
1 地域特性からの課題	6
2 清掃事業の課題	10
第3章 基本理念・基本方針	17
1 基本理念	17
2 基本方針	17
第4章 計画指標と目標値	19
1 計画指標	19
2 目標値に対する達成度合	20
3 数値目標	21
4 ごみ・資源量の将来推計	23
5 PDCAサイクルによる進捗管理	24
6 区民・事業者行動計画	25
第5章 具体的な施策	28
1 3Rの推進	29
2 適正処理の推進	33
3 協働の推進	38
第6章 重点施策	40
1 食品ロスの削減	40
2 プラスチックごみの削減	46
第7章 生活排水処理基本計画	52
1 現状	52
2 基本方針	53
3 施策	53

令和2年度改定(中間見直し)の趣旨・計画の位置付け

1 令和2年度改定(中間見直し)の背景

大田区では、平成28年3月に策定した「大田区一般廃棄物処理基本計画」(以下、「現行計画」といいます。)に基づいて、ごみのない持続可能な循環型社会の形成のためにさまざまな施策を実施してきました。その結果、区内の家庭や小規模事業所などから排出された区収集ごみ量(※1)は、人口が概ね増加傾向にあるものの、平成26年度に13万5千tであったのが、令和元年度には13万3千tと、ほぼ横ばいで推移しています。

一方で、地球規模の環境の危機など、近年、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、これに対応するため、国内外で新たな目標や計画が設定されています。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、その影響は世界各国の様々な分野に波及しており、一般廃棄物の処理においても例外ではありません。

このような世界的な社会情勢の変化、それに伴う国・都の法令や計画の変更に对应することはもとより、「新おおた重点プログラム(※2)」に掲げる目標・施策につながる計画であることを踏まえて、現行計画の計画期間の5年目を迎える令和2年度において、中間見直しを行いました。

※1 区収集ごみとは、ごみ集積所等に排出されたごみのことで、家庭から排出される家庭ごみと、小規模事業所から排出される事業系ごみです。

※2 令和2年10月、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、その他重点的な課題への対策を着実に推進するための計画として策定しました。なお、毎年度年次計画の見直しを行うこととしています。

1 国際的な動向

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)(※1)」が採択されました。このうちの目標12「つくる責任つかう責任」において、平成12年度(2000年度)と比較して令和12年度(2030年度)までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させるという目標が掲げられています。

また、平成28年(2016年)11月に発効された「パリ協定(※2)」に基づき、我が国は温室効果ガスの排出量を、令和12年度(2030年度)までに平成25年度

(2013年度)の水準から26%削減することが目標として定められています。

さらに、令和元年(2019年)6月のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32年(2050年)までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

- ※1 SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。
- ※2 令和2年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組です。

2 国の動向

国においては、「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)が策定され、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」を提唱しています。さらに、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)では、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを重要な方向性として掲げています。これらの取り組みの着実な実施にあたっては、多様な主体の参加によるパートナーシップが、今後、より重要となってくるとしており、地方自治体や国民をはじめとする各主体に期待される役割を示しています。

また、世界的な課題への対応として、水銀については「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(平成29年8月施行)(以下、「水銀汚染防止法」といいます。)、食品ロス(※1)については「食品ロスの削減の推進に関する法律(※2)」(令和元年10月施行)、プラスチックについては「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月策定)が策定されました。加えて、令和元年(2019年)に改定されたSDGs実施指針には、「政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定や改訂、実施に当たってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映する」と記されています。

- ※1 食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられる食品のことをいいます。
- ※2 食品ロスの削減の推進に関する法律とは、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。区市町村は、「食品ロス削減推進計画」を定めるように努めなければならないとされています。

3 東京都の動向

東京都では、平成 28 年（2016 年）3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。これは、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用に向けた取組方針」（平成 27 年 3 月策定）を具体化するものです。

令和元年（2019 年）12 月には、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その具体的な取り組み・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

4 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うごみ量の変化

令和 2 年（2020 年）3 月以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、大田区を含む 23 区は大きくその影響を受け、一般廃棄物についてもテレワークや外出自粛により区収集ごみが増加するとともに、持込ごみが減少するなどの変化が現れています。

図表 1-1 循環型社会を巡る国内外の動向

平成 27 年（2015 年）	持続可能な開発目標（SDGs）	国際
	持続可能な資源利用に向けた取組方針	東京都
平成 28 年（2016 年）	パリ協定	国際
	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	日本
	東京都資源循環・廃棄物処理計画	東京都
平成 30 年（2018 年）	第五次環境基本計画	日本
	第四次循環型社会形成推進基本計画	日本
令和元年（2019 年）	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	国際
	プラスチック資源循環戦略	日本
	食品ロスの削減の推進に関する法律	日本
	ゼロエミッション東京戦略	東京都

2 令和 2 年度改定（中間見直し）の位置付け

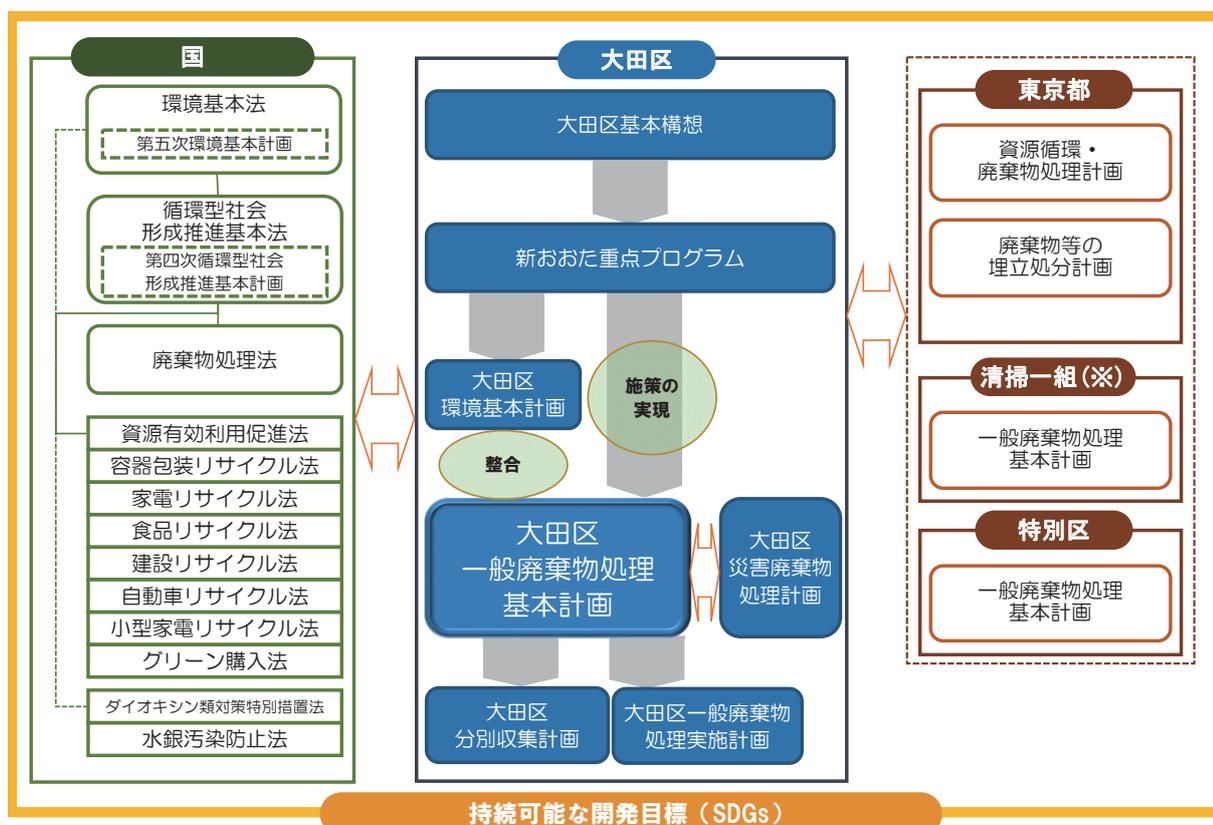
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第 1 条の 3 に定める基本計画に該当する法定計画です。国の

「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都における「東京都資源循環・廃棄物処理計画」などとの整合を図り策定しています。

区の計画との関連では、「新おおた重点プログラム」に掲げられた施策「持続可能な地球環境をみんなで守り未来へ引き継ぎます」を具体化する計画であること、「大田区環境基本計画」、「大田区災害廃棄物処理計画」との整合に留意し、中間見直しを行いました。

また、同時に本計画とSDGsとの関連も整理しました。計画全般としては、「SDGs 12 つくる責任つかう責任」を主なゴールとし、「第5章 具体的な施策」、「第6章 重点施策」及び「第7章 生活排水処理基本計画」に関連するゴールも含めてアイコンを示しています。

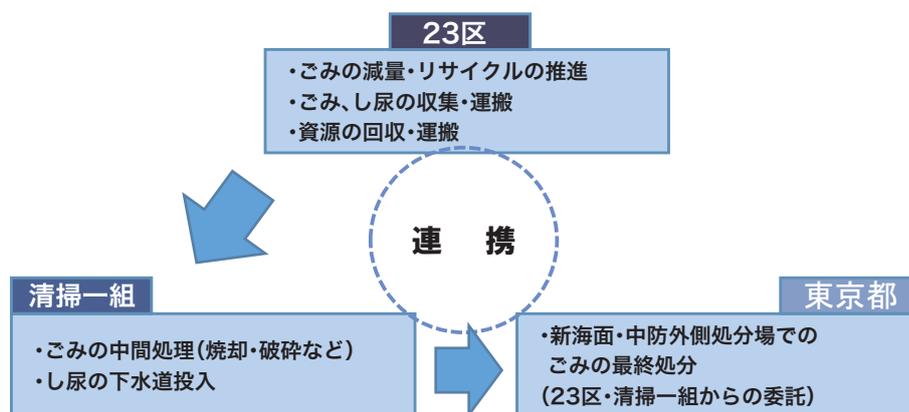
図表 1-2 計画の位置付け



※東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」といいます。）とは、特別区がごみの中間処理（焼却や破碎）を行うために、共同で設置した特別地方公共団体で、清掃工場などの中間処理施設の運営・管理を行っています。

【コラム】 23区・清掃一組・東京都の役割

23区の清掃事業は、ごみ、し尿の収集・運搬を各区が、ごみの中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して行われています。現在の新海面処分場は、東京港最後の最終処分場とされていますので、最終処分場を長く使うため、できる限りのごみの減量が必要です。



3 計画期間

平成28年3月策定の現行計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間としています。令和2年度改定においては、現行計画の計画期間を維持・継続するとともに、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、令和3年度以降の計画後期に向けて中間見直しを行いました。

図表 1-3 計画期間



現状と課題

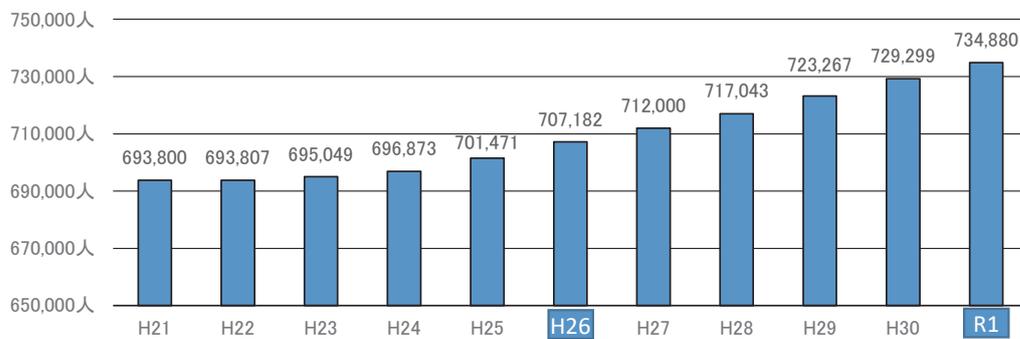
1 地域特性からの課題

現行計画の策定段階では、平成26年度の数値（実数値）を最新値としており、それを踏まえて以下の考察を行いました。

1 人口

平成26年度の70.7万人から令和元年度の73.5万人へと、5年間で2.8万人増加しており、人口の増加に対応した収集体制の構築が必要です。

図表 2-1 人口の推移



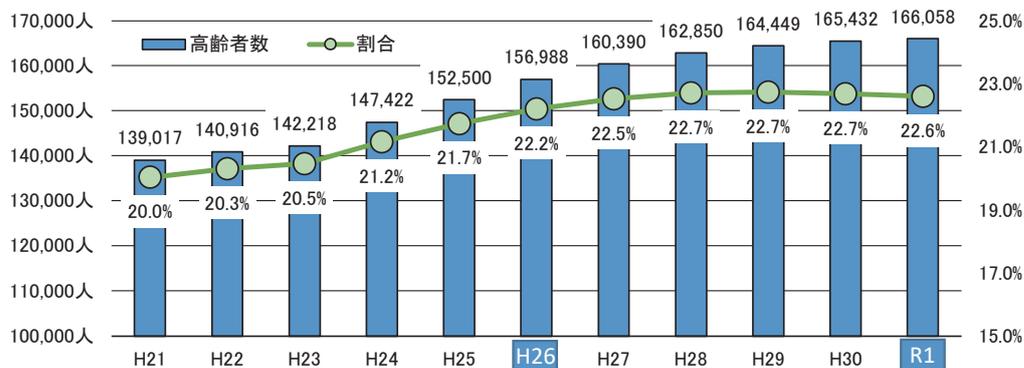
(各年10月1日現在外国人含む)

(出典)平成23年までは住民基本台帳及び外国人登録者数、平成24年以降は住民基本台帳

2 高齢者人口

平成26年度の15.7万人から令和元年度の16.6万人へと、5年間で9,000人増加しており、高齢者に配慮した収集の実施が必要です。

図表 2-2 高齢者人口（65歳以上）の推移



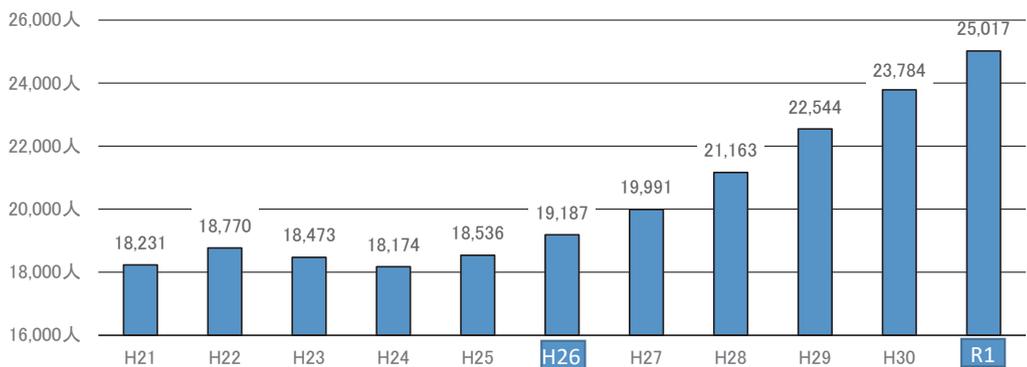
(各年10月1日現在 外国人含む)

(出典)平成23年までは住民基本台帳及び外国人登録者数、平成24年以降は住民基本台帳

3 外国人人口

平成26年度の1.9万人から令和元年度の2.5万人へと、5年間で6,000人増加しています。国や文化の違いによって資源・ごみに対する意識が異なるため、外国人に対して資源・ごみの排出ルールを伝達するための普及啓発施策が必要です。

図表 2-3 外国人人口の推移



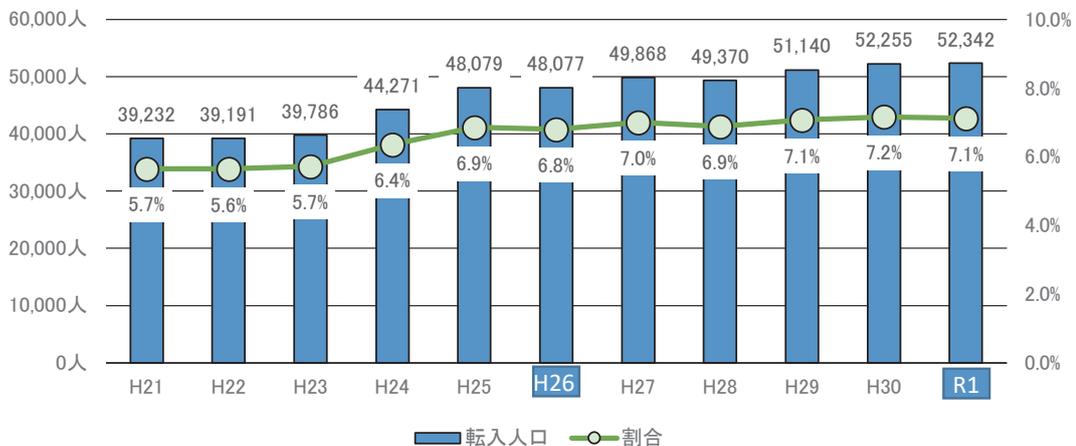
(各年10月1日現在)

(出典)平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は住民基本台帳

4 転入者数

平成26年度からは毎年5万人前後（人口の約7%程度）で推移しています。各自治体によって資源・ごみの排出ルールが異なるため、転入者に対して資源・ごみの排出ルールを伝達するための普及啓発施策が必要です。

図表 2-4 転入者数の推移



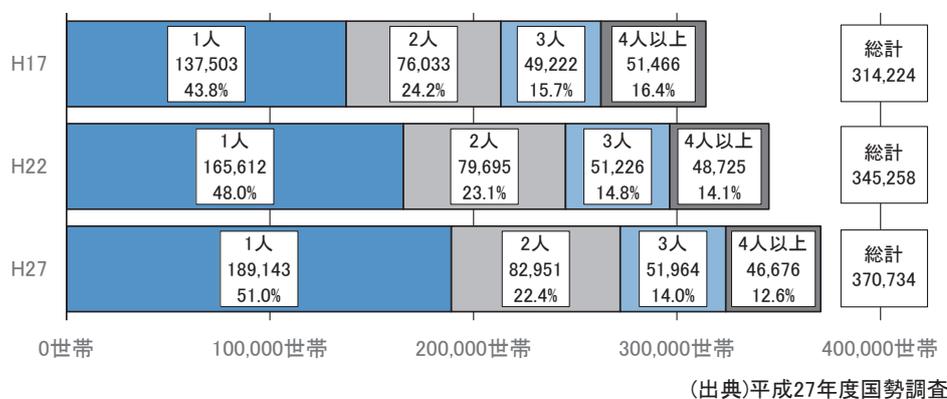
平成28年度までは1月1日時点の人口を基に算出。平成29年度より4月1日時点の人口を基に算出

(出典)大田区政ファイル

5 家族人数別の世帯数

総世帯数は、平成17年度の31.4万世帯から平成27年度の37.1万世帯へと増加しています。特に、単身世帯は平成17年度の13.8万世帯から平成27年度の18.9万世帯へと増加が著しいことから、若年単身者に対する普及啓発施策や、高齢単身者に配慮した収集が必要です。

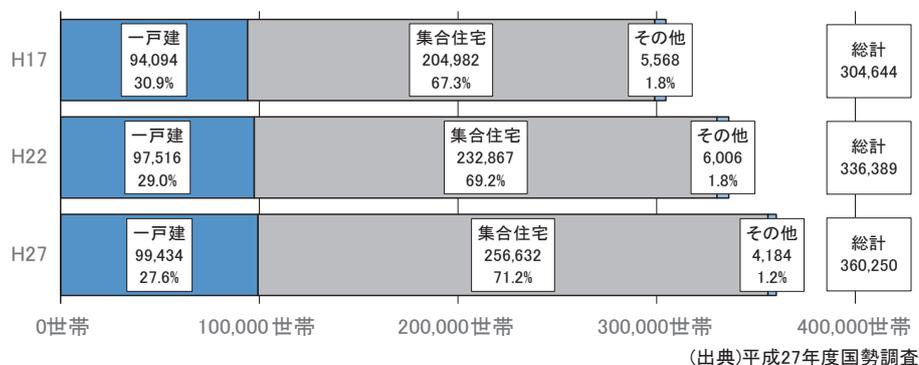
図表 2-5 家族人数別の世帯数の推移



6 住居形態別の世帯数

マンションやアパートなどの集合住宅が急増しています。管理人のいない集合住宅や自動貯留排出機（※）を導入している集合住宅など、住居形態に応じた収集体制の構築が必要です。

図表 2-6 住居形態別の世帯数の推移

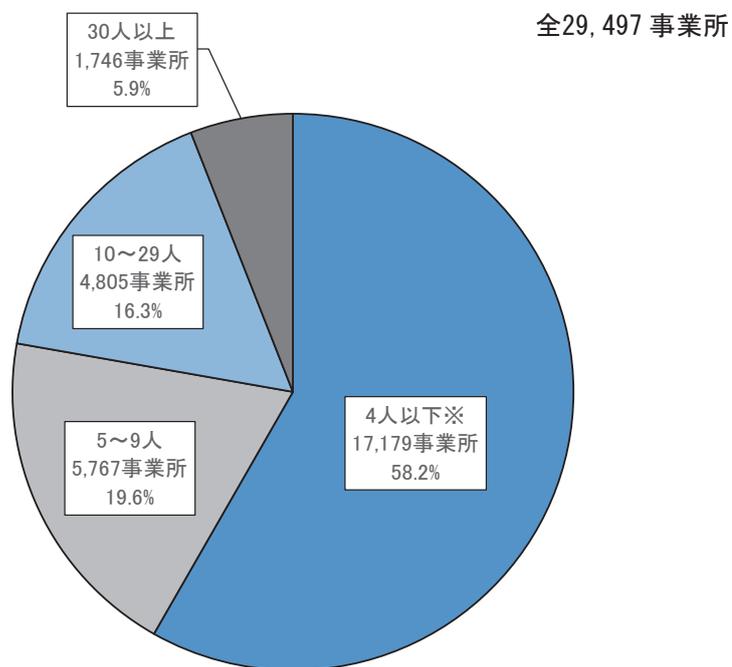


※自動貯留排出機とは、ごみ収集日までごみを貯留し、ごみ収集車へごみを積み替えるための装置で、大規模集合住宅などに設置されています。

7 事業所の状況

事業所の従業員数は、全事業所の58.2%が4人以下であり、これらの事業所の多くは区収集を利用していると考えられます。事業系ごみについては自己処理が原則であり、一般廃棄物処理業者の利用が促進されるような施策の検討が必要です。

図表 2-7 従業員規模別の事業所数



※4人以下には派遣・下請けのみの事業所も含む
(出典)平成28年経済センサス

2 清掃事業の課題

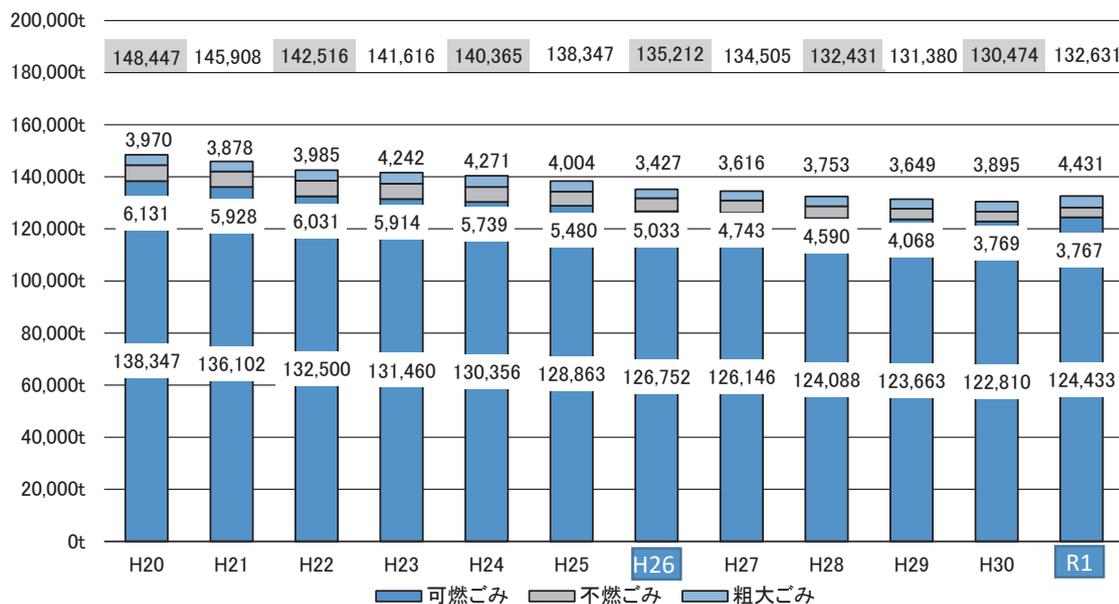
1 区収集ごみ量

平成26年度の13.5万tから平成30年度の13.0万tへと5,000t減少していますが、令和元年度には13.3万tへと増加に転じました。特に、粗大ごみは平成30年度の3,895tから令和元年度には4,431tへと大幅に増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うテレワークや外出自粛などの影響で、令和2年度前期のごみ量は令和元年度前期と比べて5.1%増加しています。

今後も、ごみ減量施策によりごみ量の増加を抑制するとともに、排出されたごみを遅滞なく収集・処理をする体制の整備が必要です。

図表 2-8 区収集ごみ量の推移



図表 2-9 平成26年度と令和元年度の区収集ごみ量の比較

	平成26年度	令和元年度	増加率
可燃ごみ	126,752	124,433	-1.8%
不燃ごみ	5,033	3,767	-25.2%
粗大ごみ	3,427	4,431	29.3%
合計	135,212	132,631	-1.9%

図表 2-10 令和元年度前期と令和2年度前期の区収集ごみ量の比較

	令和元年 4月～9月	令和2年 4月～9月	増加率
可燃ごみ	62,442	65,386	4.7%
不燃ごみ	1,857	2,132	14.8%
粗大ごみ	2,132	2,332	9.3%
合計	66,432	69,850	5.1%

2 資源回収量（行政回収及び集団回収）

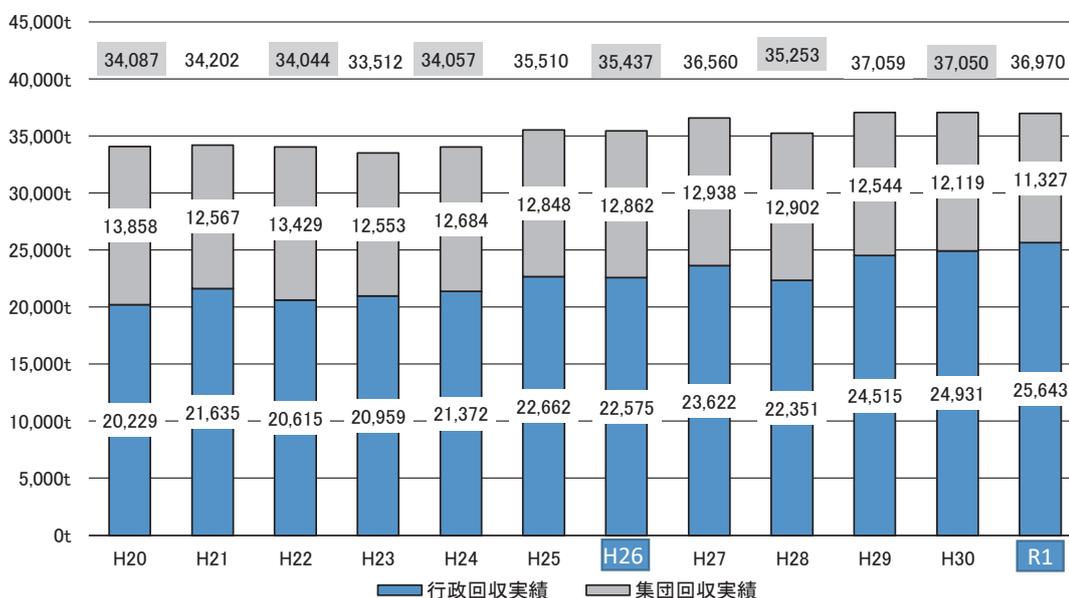
行政による資源回収量を見ると、平成26年度の2.3万tから令和元年度の2.6万tへと3,000t増加しており、令和元年度は平成26年度と比べて約13%増加しています。

集団回収（地域のリサイクル活動グループによる回収）による資源回収量を見ると、平成26年度の1.3万tから令和元年度の1.1万tへと2,000t減少しており、令和元年度は平成26年度と比べて、約12%減少しています。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うテレワークや外出自粛などの影響で、令和2年度前期の行政による資源回収量で見ると、令和元年度前期と比べて15.1%増加しています。

資源物についても、排出された資源物を遅滞なく回収・処理をする体制の整備が必要です。

図表 2-11 資源回収量の推移



図表 2-12 平成 26 年度と令和元年度の行政回収実績の比較

	平成26年度	令和元年度	増加率
古紙	11,602	13,209	13.9%
びん	5,720	5,484	-4.1%
かん	1,549	1,537	-0.8%
ペットボトル	2,632	3,063	16.4%
トレイ・発泡	85	134	57.6%
廃食用油	10	11	10.0%
合計	21,598	23,438	8.5%

※小型家電を除いて比較しています。

図表 2-13 令和元年度前期と令和2年度前期の行政回収実績の比較

	令和元年 4月～9月	令和2年 4月～9月	増加率
古紙	6,414	7,470	16.5%
びん	2,684	3,058	13.9%
かん	858	1,017	18.6%
ペットボトル	1,630	1,789	9.7%
トレイ・発泡	64	79	23.5%
廃食用油	6	5	-7.3%
合計	11,656	13,419	15.1%

※小型家電を除いて比較しています。

3 再資源化量（小型家電等の拠点回収・イベント回収・ピックアップ回収）

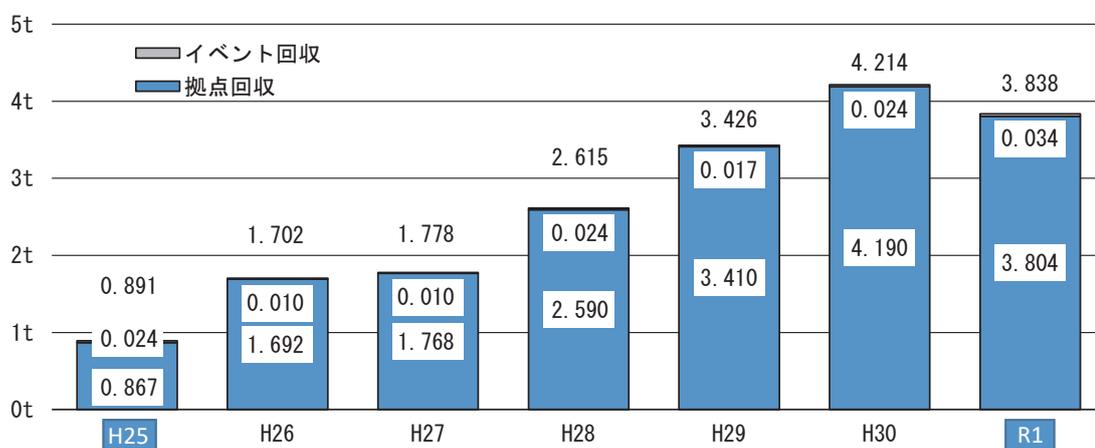
小型家電等の拠点回収を見ると、増加傾向にありましたが、令和元年度は平成 30 年度と比べて約 10%減少となりました。イベント回収は概ね増加傾向にあります。

収集した廃棄物からのピックアップ回収は、平成 28 年度から、粗大ごみに続き不燃ごみについても段階的に開始し、平成 30 年度以降は区内全域で実施しています。不燃ごみからのピックアップ回収は増加傾向にありますが、粗大ごみからのピックアップ回収は 1,100 t 台から 1,200 t 台の間で上下しており、さらなる資源化の検討が必要です。

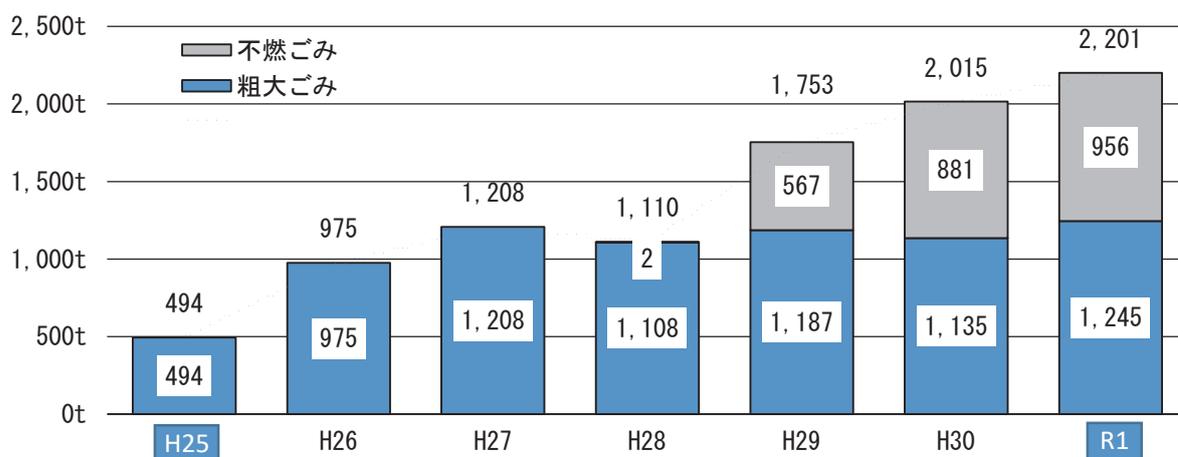
また、「水銀に関する水俣条約（※）」の円滑な実施のため、平成 29 年（2017 年）8 月、「水銀汚染防止法」が施行されました。市区町村は、廃棄された水銀使用製品の適正な回収に必要な措置を講ずるよう努めることが規定されており、区は平成 28 年度からモデル事業を開始し、平成 30 年度からは区内全域で水銀を含む蛍光管等の回収を実施しています。区内全域での実施後は約 50 t 前後の回収量となっています。

※水銀に関する水俣条約とは、水銀の採掘、製造工程での利用や排出、水銀含有製品が廃棄されるまでを通じて、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための規制を定める条約です。平成 25 年（2013 年）10 月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われ、国は、平成 28 年（2016 年）2 月に条約締結しました。

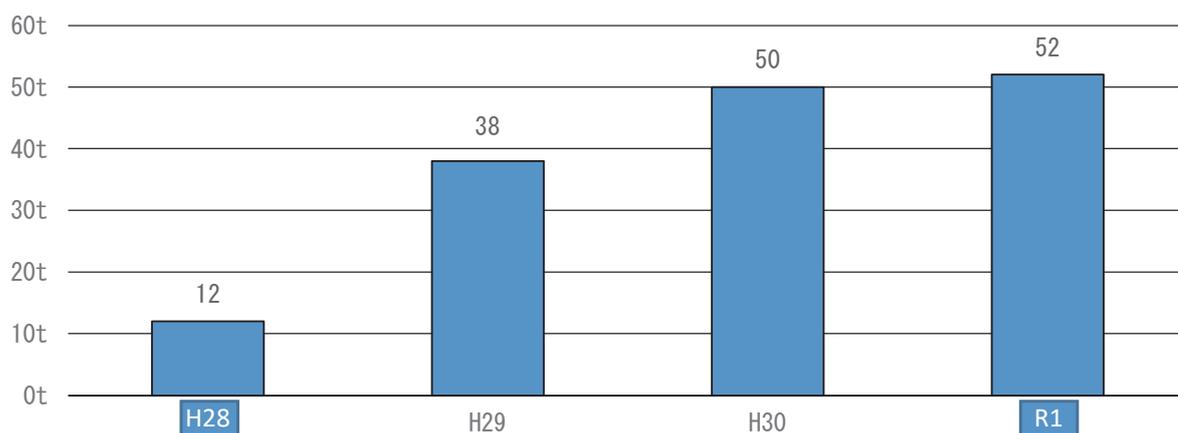
図表 2-14 拠点回収量とイベント回収量



図表 2-15 粗大ごみ・不燃ごみからのピックアップ量



図表 2-16 蛍光灯の資源化量



4 可燃ごみと不燃ごみの組成

平成27年度に実施した家庭ごみ組成分析調査（※）によると、可燃ごみには15.4%、不燃ごみには18.4%の紙類やびん・かん・ペットボトルなどの資源物が混入しており、これらが適正に分別され、資源物として回収される施策が引き続き必要です。

可燃ごみの39.5%は生ごみで、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された食品ロスは2.9%となっており、食品ロスを含めた生ごみの排出量が削減されるような施策が必要です。また、可燃ごみの3.9%は繊維類であり、再使用などに向けた施策が必要です。

なお、中間見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、ごみ・資源の排出状況が平時と異なることなどから、本調査は実施しないこととしました。

図表 2-17 可燃ごみと不燃ごみの組成

(可燃ごみ)			(不燃ごみ)		
品目	割合		品目	割合	
資源物	15.4%		資源物	18.4%	
紙類	14.5%		紙類	0.5%	
新聞紙・チラシ	2.5%		ペットボトル	0.5%	
雑誌類・書籍	2.6%		食品トレイ	0.0%	
段ボール	0.8%		びん	12.9%	
紙パック	0.4%		かん	4.2%	
OA用紙	0.7%		拠点回収品目	0.4%	
リサイクル可能な容器包装紙類	2.7%		可燃物	10.5%	
その他リサイクル可能な紙	4.8%		排出不適物	1.0%	
ペットボトル	0.4%		不燃物等	70.1%	
食品トレイ	0.2%		合計	100.0%	
びん	0.2%				
かん	0.1%				
拠点回収品目	0.0%				
不燃物	0.4%				
排出不適物	1.1%				
可燃物等	83.0%				
生ごみ	39.5%				
食品ロス（直接廃棄のみ）	2.9%				
食品ロス（直接廃棄のみ）以外の生ごみ	36.6%				
繊維類	3.9%				
その他の可燃物等	39.6%				
合計	100.0%				

*小数点第2位を四捨五入して算出したため、合算した数値と合計値が合わないことがあります。

※家庭ごみ組成分析調査とは、集積所に排出された家庭ごみを品目ごとに分類して、品目ごとの重さの割合を推計する調査です。

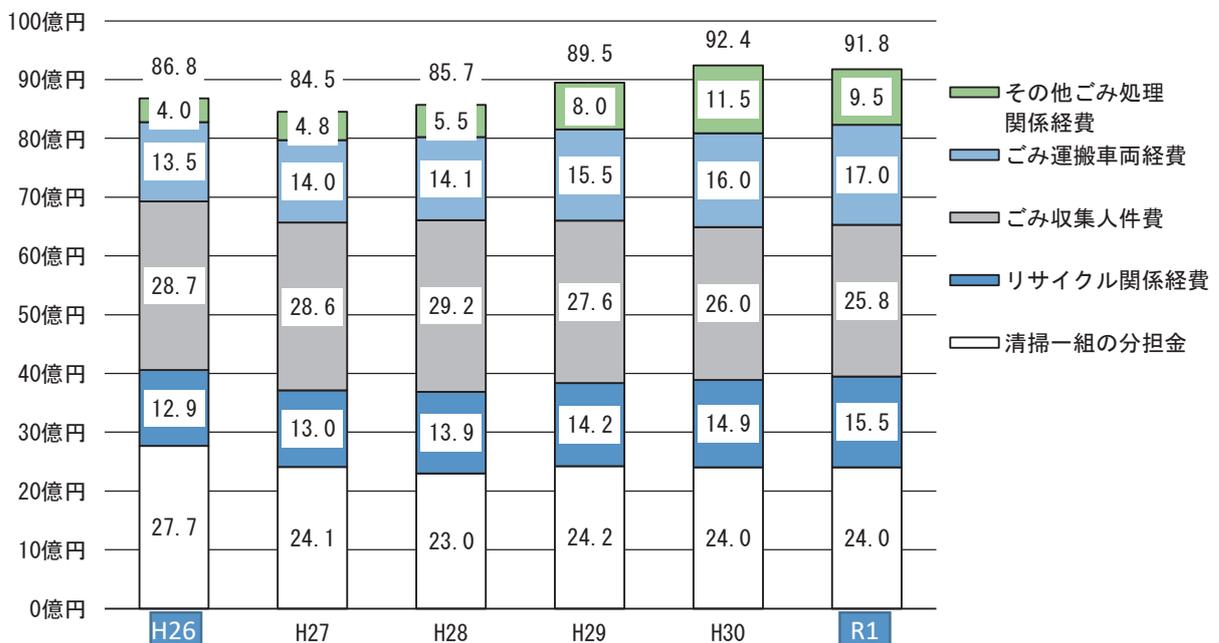
5 清掃事業経費

清掃事業経費の推移を見ると、平成 26 年度と比較し、平成 30 年度は 5.6 億円、令和元年度は 5.0 億円増加しています。これには、一時的な経費である蒲田清掃事務所移転に伴う建設経費として、3.4 億円、1.0 億円が含まれていますが、それを差し引いても増加傾向となっています。

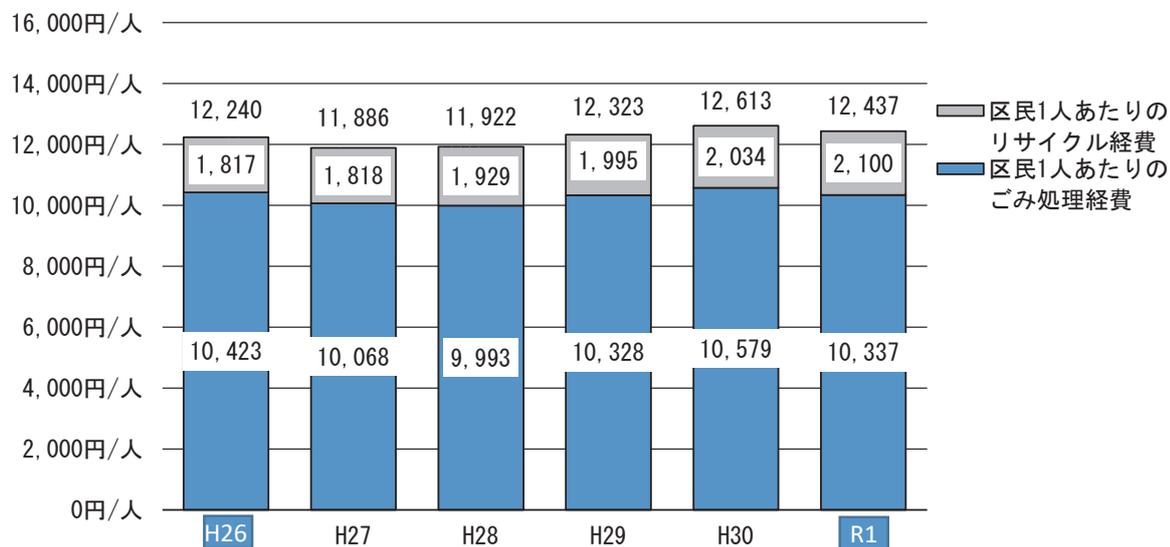
また、区民 1 人あたりのごみ処理経費は 1 万円前後、リサイクル経費は 2,000 円前後で推移しています。一方、ごみ・資源 1 kg あたりの経費は、毎年 1～2 円程度の増加傾向にあります。

清掃事業には多額の経費がかかること、また、経費は増加傾向にあることを改めて認識し、ごみの発生抑制、効率的なリサイクルなどの取り組みにより清掃事業経費を増やさない工夫が必要です。

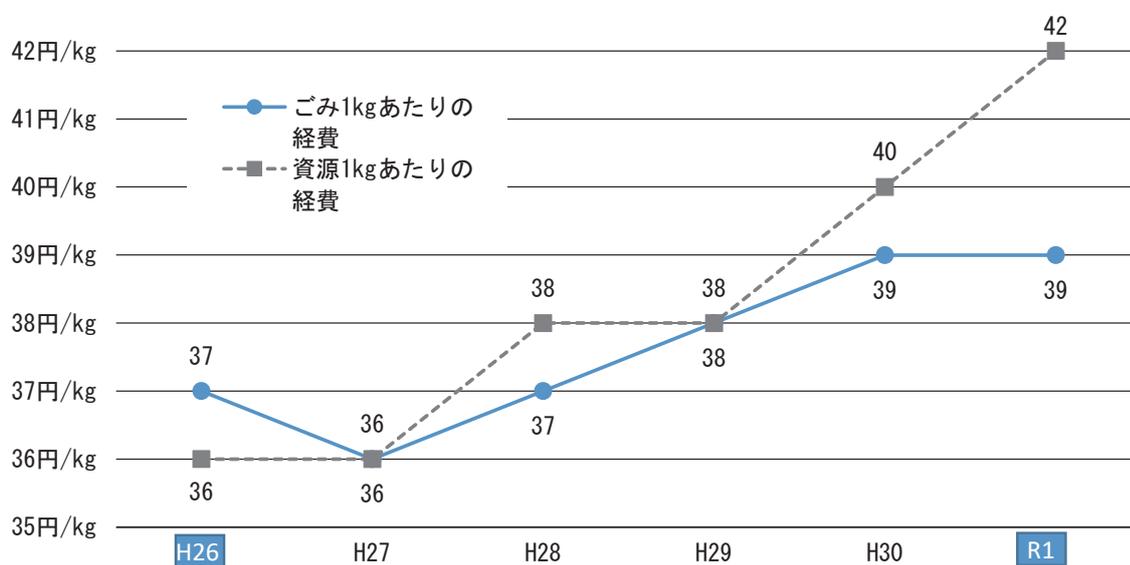
図表 2-18 清掃事業経費の推移



図表 2-19 区民1人あたりの清掃事業経費の推移



図表 2-20 ごみ・資源 1kg あたりの清掃事業経費の推移



基本理念・基本方針

1 基本理念

現行計画の理念を継続します。

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

2 基本方針

基本方針 1 3Rの推進

国の「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルに先立って「発生抑制（Reduce、リデュース）」、「再使用（Reuse、リユース）」（以下、「2R」といいます。）を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は区民・事業者等です。区民一人ひとり、事業者1社1社の取り組みを促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組みます。

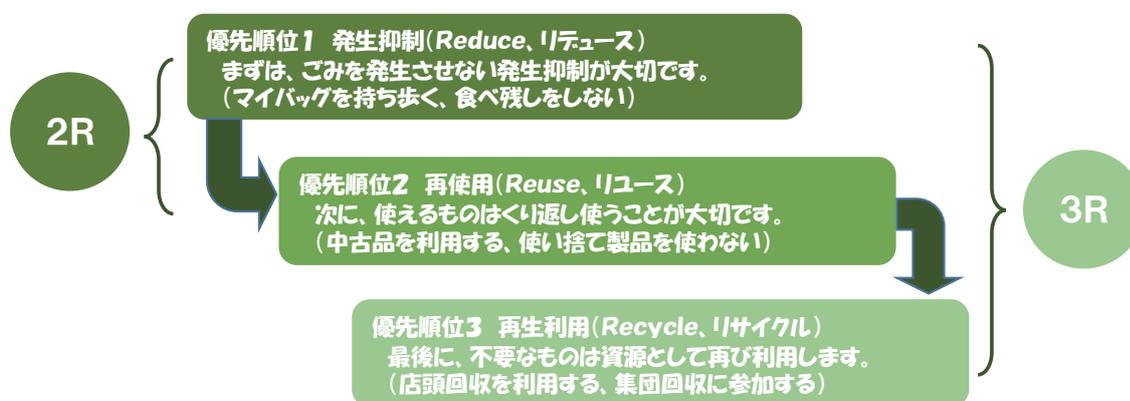
2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用（Recycle、リサイクル）」が必要です。費用対効果や環境負荷の低減効果を考慮し、水平リサイクル（※）のような可能な限り質の高いリサイクルに取り組みます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で行政回収資源量が増加しています。引き続き、2Rの推進と実践に向けた取り組みを行うとともに、資源量の増加に遅滞なく対応できる体制を整備します。

※水平リサイクルとは、ペットボトルからペットボトルを再生するように、同じ品質のものにリサイクルすることです。

【コラム】 2Rと3R

2Rとは「発生抑制（Reduce、リデュース）」、「再使用（Reuse、リユース）」のことで、3Rはこれに「再生利用（Recycle、リサイクル）」を加えたものです。リサイクルは、排出された資源物を回収して再び使用するために、コストや環境負荷が生じます。一方で、発生抑制と再使用は、コストや環境負荷がほとんど発生しません。そのため、3つのRを同列に扱うのではなく、発生抑制と再使用の2つのRを重視した行動が必要です。



基本方針2 適正処理の推進

3Rを推進した上で、なお、ごみになってしまったものについては、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、ごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でごみ量が増加しています。ごみ量の増加に遅滞なく対応でき、収集作業員の安全に配慮した収集体制を整備します。

基本方針3 協働の推進

循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者に対してさまざまな情報を提供するだけでなく、3者間の情報交流を図り、区民や事業者の意見を清掃・リサイクル事業に反映します。

計画指標と目標値

1 計画指標

計画指標は、中間見直し後も継続して次の指標を用います。

計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、区が関与するごみ（区収集ごみ）と資源の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルの結果を受けて減少します。基本方針でも述べたように、本区では2Rを重視する観点から、これを計画指標とします。特に、ごみの減量を推進するにあたって、区民1人1日あたりの区収集ごみ量を減らしていくことが重要です。

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{区民1人1日あたりのごみと資源の総量} = \\ & (W + R1 + R2 + R3) \div \text{人口（各年度10月1日）} \div \text{年間日数} \\ & W : \text{区収集ごみ量} \\ & R1 : \text{行政回収資源量} \\ & R2 : \text{集団回収資源量} \\ & R3 : \text{小型家電リサイクル事業等による回収資源量（拠点回収・ピックアップ回収）} \end{aligned}$$

計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、家庭と集積所を利用する小規模な事業所から排出される区収集ごみ量の合計を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルに加えて、行政回収や集団回収の結果を受けて減少します。

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{区民1人1日あたりの区収集ごみ量} = \\ & \text{区収集ごみ量} \div \text{人口（各年度10月1日）} \div \text{年間日数} \end{aligned}$$

2 目標値に対する達成度合

計画指標1では、平成30年度の実績値は629g/人日であり、同年度の目標値660g/人日に留まらず、令和7年度の最終目標値640g/人日も達成しています。

計画指標2では、平成30年度の目標値512g/人日に対して、実績値は490g/人日で目標値を達成しており、令和7年度の最終目標値471g/人日まで、19g/人日に迫っています。

図表 4-1 現行計画の目標値と実績値

指標名		単位 (g/人日)	
		平成30年度	令和7年度
計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量	目標値	660	640
	実績値	629	
計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量	目標値	512	471
	実績値	490	

区内人口は、令和元年度時点の現行計画の推計値と実績値を比較すると、約1万人増えています。一方、区収集ごみ量と資源回収量は、人口の増加にもかかわらず減少しており、計画で想定したより発生抑制が進んでいることを示しています。

図表 4-2 人口比較（現行計画推計値と実績値の比較）

	単位 (人)		
	現行計画の推計値 A	実数値 B	増減 C=B-A
H26	707,182	707,182	0
H27	712,000	712,000	0
H28	714,070	717,043	2,973
H29	717,855	723,267	5,412
H30	721,547	729,299	7,752
R1	725,103	734,880	9,777

図表 4-3 区収集ごみ量と資源回収量の比較（現行計画推計値と実績値の比較）

単位 (t/年)

	現行計画の推計値			実績値			増減
	区収集 ごみ量	資源回収量	ごみと資源 の総量	区収集 ごみ量	資源回収量	ごみと資源 の総量	
	A1	B1	C1=A1+B1	A2	B2	C2=A2+B2	D=C2-C1
H26	135,212	35,437	170,649	135,212	35,437	170,649	0
H27	136,150	36,363	172,513	134,505	36,560	171,065	-1,448
H28	135,229	37,096	172,325	132,431	35,253	167,684	-4,641
H29	135,006	38,017	173,023	131,380	37,059	168,439	-4,584
H30	134,761	38,934	173,695	130,474	37,050	167,524	-6,171
R1	134,261	40,019	174,280	132,631	36,970	169,601	-4,679

3 数値目標

区民1人1日あたりの区収集ごみ量については、ここまで順調に減量してきましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、減量のスピードが鈍化することも推測されるため、現行計画の令和7年度の数値目標471g/人日を継続し、着実に目標の達成を目指します。

資源回収量については、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少し、飲料容器については、容器の軽量化が進むなど、資源の発生量が減少していくと考えられる一方、可燃ごみから資源への適正排出による増要因も考えられ、結果として、令和元年度の実績値で令和7年度まで概ね推移すると考え137g/人日を数値目標とします。以上を踏まえて、各指標における数値目標を改めて設定します。

計画指標1 → 計画当初の数値目標を修正し、さらなる減量を目指します。

計画指標2 → 引き続き、数値目標の達成を目指します。

図表 4-4 指標に対する数値目標

単位 (g/人日)

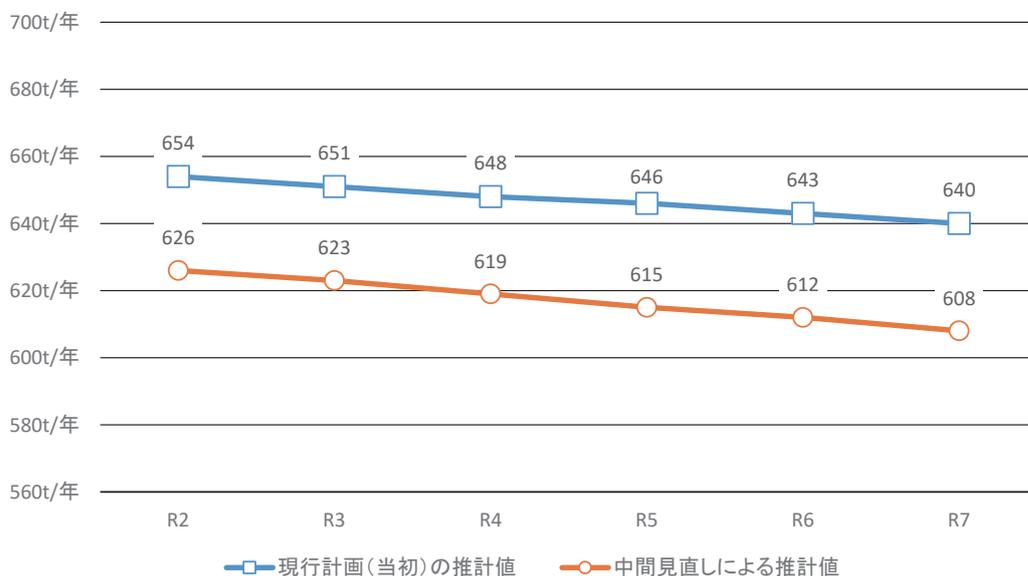
		区民1人1日あたりの量		
		ごみ量	資源量	数値目標
計画指標1	R5	478	137	615
	R7	471	137	608
計画指標2	R5	478	—	478
	R7	471	—	471

図表 4-5 区民1人1日あたりの量・実績値と推計値

単位 (g/人日)

		区民1人1日あたりの量		指標1	指標2
		ごみ量	資源量		
実績値	H26	524	136		
	H27	516	140		
	H28	506	134		
	H29	497	140		
	H30	490	139		
	R1	493	137		
推計値	R2	489	137	626	489
	R3	486	137	623	486
	R4	482	137	619	482
	R5	478	137	615	478
	R6	475	137	612	475
	R7	471	137	608	471

図表 4-6 現行計画と中間見直しによる推計値の比較 (区民1人1日あたりのごみ・資源量)



4 ごみ・資源量の将来推計

1 人口

中間見直しによる人口推計は、「大田区人口推計」（平成30年6月）に拠ることとします。「大田区人口推計」では、令和2年と令和7年の人口が推計されており、それを踏まえ、令和3年度から令和6年度までの間は直線的に増加すると想定し、中間見直しによる人口推計を次のように設定します。

現行計画の人口推計と中間見直し後の人口推計に大きな違いはありません。一方で、令和元年度の実数値は、令和2年度の推計値より6,000人程度多くなっています。

図表 4-7 現行計画の人口推計と中間見直し後の人口推計

単位（人）

	現行計画の人口推計	大田区人口推計	中間見直し後の人口推計	実数値
R1	725,103		—	734,880
R2	728,510	728,773	728,773	
R3	731,467		729,994	
R4	733,888		731,215	
R5	735,765		732,437	
R6	737,086		733,658	
R7	737,880	734,879	734,879	

2 年間ごみ・資源量の推計値

図表 4-5 の推計値に図表 4-7 の人口推計と年間日数を乗じた、各年度のごみ・資源量の推計値は次のようになります。

図表 4-8 年間ごみ・資源量の推計値

		区民1人1日あたり（g/人日）			年間ごみ・資源量（t/年）		
		区収集ごみ量	資源量	合計	区収集ごみ量	資源量	合計
実績値	R1	493	137	630	132,631	36,970	169,601
推計値	R2	489	137	626	130,075	36,442	166,517
	R3	486	137	623	129,494	36,503	165,997
	R4	482	137	619	128,643	36,564	165,207
	R5	478	137	615	128,138	36,726	164,864
	R6	475	137	612	127,198	36,687	163,885
	R7	471	137	608	126,337	36,748	163,085

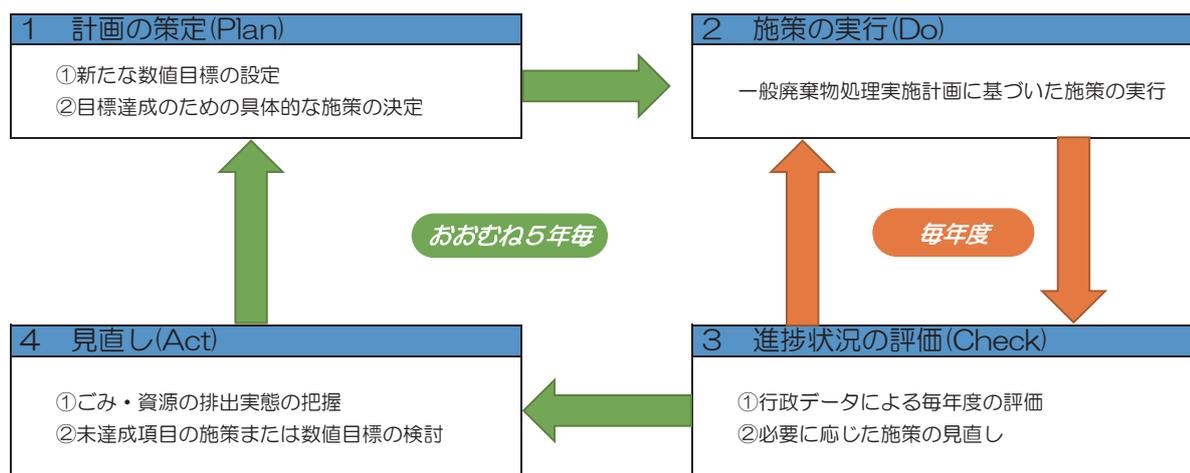
5 PDCAサイクルによる進捗管理

一般廃棄物処理基本計画では、計画策定 (Plan) ⇒ 施策実施 (Do) ⇒ 施策評価 (Check) ⇒ 見直し (Act) というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、区民に対して、区のホームページ等において情報を公開します。

毎年度、行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に、大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会（※1）において、計画目標の達成状況などを評価し、大田区清掃・リサイクル協議会（※2）の意見を踏まえ、施策に反映します。

おおむね5年ごと、あるいは分別区分の大きな変更があった場合には、本計画を改定します。

図表 4-9 PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ



※1 大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会とは、大田区一般廃棄物処理基本計画の推進に係る施策を効果的に実施するために設置しています。

※2 大田区清掃・リサイクル協議会とは、区民、区議会及び関係団体等で構成されており、循環型都市大田区を目指し、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、区の清掃・リサイクル事業について、関係者が協議するために設置しています。

6 区民・事業者行動計画

令和7年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量の目標値は、引き続き471gとします。これは平成26年度の524gと比較して53gの減量となります。そのため、ごみ減量に向けたキャッチフレーズも、引き続き次のように掲げることとします。

「できることから53(ごみ)g減量！」

大田区では、区民1人1日あたり、
10年間で**53(ごみ)g**の減量を目指します。

10年間で53g減量するという事は、1年あたり毎日約5gずつの減量が必要となり、そのための具体的な方法は次のとおりです。平成26年度実績の524gと比べ、令和元年度の実績は493gとなり、5年間で31g減量できました。(図4-5参照)

図表4-10 5gを減量するための具体的な方法



5gのごみ減量行動(例)

マイバッグを使用する
使い捨てのスプーンとフォークを断る
フリーザーバッグを繰り返し利用する
紙コップをやめて、繰り返し使えるコップを使う
雑がみをリサイクルに出す
食品トレイをリサイクルに出す

令和7年度の減量目標を達成するためには、引き続き小さな行動の積み重ねが必要です。ここで、区民及び事業者の具体的な行動計画を示します。

1 区民行動計画

発生抑制（リデュース）

- 計画的な買い物をして、消費期限・賞味期限切れなどの食品ロスを減らします。
- 食材は適切に保存し、使い切るようにします。
- 調理の仕方を工夫し、食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。
- 食べる分だけ作るように心がけます。
- 生ごみの水切りをします。
- 外食では食べられる量だけ注文します。
- 環境に優しい取り組みを行っているお店を選択します。
- マイバッグを持ち歩き、レジ袋や紙袋を断ります。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります（衛生目的で使用する場合を除く）。
- びんや缶製品を選びます。
- 詰め替え製品を購入します。
- 裸売りのものを選ぶなど、過剰または不要な包装を断ります。
- 両面コピーを利用します。

令和2年度
地球にやさしいまちづくりポスター
最優秀賞作品
(小学校低学年の部)



再使用（リユース）

- フリーマーケットやバザーに参加します。
- 古着を集団回収や拠点回収に出します（再生利用を含む）。
- リサイクルショップ・フリマアプリを利用します。

- 紙皿などの使い捨て商品は使いません。
- 詰め替え製品や再使用可能な製品を選択します。
- メモなどは裏紙を使用します。

リサイクル

- 紙パック・食品トレイ・ペットボトルなどの資源物を店頭回収に出します。
- 小型家電を拠点回収に出します。
- 集団回収に参加します。
- 紙類（雑がみを含む）などの資源物を集積所回収に出します。
- 再生品を利用した製品を選択します。

適正排出

- 決められた分別ルールを守り、決められた曜日・時間にごみを出します。
- 生ごみ等をカラスや猫に荒らされないような工夫をします。
- 集積所を清潔に維持するための管理を行います。

2 事業者行動計画

※排出事業者の行動計画は区民行動計画に準じます。

製造事業者

- リサイクルが容易な製品を製造します。
- 処理が困難にならないような製品を製造します。

販売事業者

- 裸売りを増やすなど簡易な包装を心がけます。
- 詰め替え製品や再使用可能な製品を取り扱います。
- 再生品を利用した製品を取り扱います。
- 店頭回収で資源物の回収を推進します。
- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。

飲食・宿泊事業者

- 小盛りのメニューなど食べ残しの少ないメニューをつくります。
- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。
- 食べ残しをなくすため、ご飯の量を選べるようにします。

具体的な施策

基本理念「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を実現するため、3つの基本方針に対応した個別施策を実施します。

また、今後、重点的に取り組む施策について、「★重点」として表記しています。（第6章参照）

図表 5-1 施策の体系



1 3Rの推進



「循環型社会」を実現するためには、3Rの中でも優先順位の高い、発生抑制と再使用の2Rの取り組みが重要です。2Rを推進するためには、区民や事業者が、不要なものをできるだけ出さないようなライフスタイルや事業活動に転換し、2Rに主体的に取り組む必要があります。区は、区民や事業者の行動を促進するための仕組みづくりを推進します。

発生抑制と再使用の2Rを行っても排出される不用物については、可能な限りリサイクルを推進します。区民の多様な生活スタイルに対応するため、集団回収、集積所回収、拠点回収を組み合わせた多様なリサイクルを提供します。新たな品目のリサイクルを検討する際には、費用対効果や環境負荷の低減効果、区民の利便性等を総合的に評価します。

1 発生抑制のための普及啓発

家庭から排出される可燃ごみの約4割は生ごみで、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された食品ロスは2.9%です。食品ロスを含めた生ごみの排出量を削減するための普及啓発に取り組みます。区が開催するイベント時に区民の発生抑制を促すような普及啓発を実施するとともに、販売店にも消費者向けのキャンペーンなどについて協力を求めています。

施策例

- 食品ロスを少なくするための普及啓発
- 水切りの普及啓発
- 生ごみを出さない調理方法の普及啓発
- イベント時の普及啓発
- 販売店に対するごみ減量キャンペーンの協力要請

2 再使用の推進

ごみの中には、まだまだ使えるものがたくさん含まれています。これらを必要とする人に手渡すことで、ごみを減らすことができます。再使用を推進するため、不用品を交換する仕組みづくり、フリーマーケット・バザーの支援に取り組みます。

施策例

- イベント時のリユース品の配布
- フリーマーケット・バザーの支援
- リユース食器の検討

3 区民・事業者への情報提供

3Rや適正処理に関して、対象となる区民の世代やライフスタイルに応じたツールを活用し、的確な情報提供を推進します。

施策例

- 区報、パンフレット類、「清掃だより」等、紙媒体を通じた情報提供
- パソコン、スマートフォン等、電子媒体を通じた情報提供
- 区内在住外国人への情報提供のあり方の検討

4 発生抑制手法の検討

家庭ごみ有料化や戸別収集は、ごみ減量やリサイクルが促進され、ごみに対する意識が向上するという効果があります。一方で、家庭ごみ有料化は区民の経済的な負担が増える、不法投棄が増加するという課題があります。家庭ごみ有料化や戸別収集など、ごみの発生抑制につながる手法について、調査研究します。

5 集団回収の推進

集団回収は、区民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源物を回収し、大田区に登録した資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動です。集団回収は循環型社会に向けた区民の実践行動であり、区としては、区民との協働を推進する立場から、また、行政による回収経費の削減という効率的運営の視点からも推進します。さらに、市況動向に関わらず、安定的・継続的に事業を推進していくため、新たな支援策等について検討します。

施策例

- 新規あるいは既存の集合住宅への実施の働きかけ
- 報奨金等による実施団体の支援
- 優良団体への感謝状の提供
- 市況に左右されない新たな支援策の検討（新規）

6 多様な資源回収の推進

平成27年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには15.4%、不燃ごみには18.4%の紙類やペットボトルなどの資源物が、また、可燃ごみには3.9%の繊維類が含まれています。ごみとして排出された資源物をリサイクルするため、一層の分別の徹底を啓発します。また、区民の多様なライフスタイルに対応できるように、対象品目や回収手法について検討します。

集積所からの紙類など資源物の持ち去りについては、リサイクルに協力している区民の意識の低下を招くことから、関係機関との連携等を深め効果的な対策について検討を行います。

施策例

- 拠点回収の品目や回収場所の拡充の検討
- 雑がみの回収強化
- 古着の行政回収（モデル事業）の推進
- 事業者による資源化の促進
- 関係機関と連携した資源物持ち去り防止パトロールの実施

【コラム】古着の行政回収（モデル事業）の推進

区は、令和元年度から古着の拠点回収を試行的に開始しました。回収した古着は海外でリユースされたり、加工をして工業用雑布（ウエス）やフェルトの材料にされたり、様々な方法でリユース・リサイクルされます。本事業は、海外でのリユースを前提としているため、中古衣類市場の動向等も踏まえながら、回収拠点の拡充も検討しています。

7 不燃・粗大ごみの資源化

令和元年度の粗大ごみ量は4,431tで、平成30年度の3,895tと比較して14%増加しています。区が収集する不燃ごみや粗大ごみには小型家電などが含まれており、小型家電に含まれる金属などの資源化に取り組んでいますが、さらなる拡充に向けて調査・検討を行います。

8 事業系ごみのリサイクルの促進

事業用建築物に対しては、延べ床面積の大きさに応じて再利用計画書等の提出や立入指導を実施し、リサイクルをはじめとする3Rを促進するための分別指導等を行うとともに、先進的な取り組みを行っている事業者に対し、優良事業者表彰を行います。

また、新任の廃棄物管理責任者（※）を対象に、ごみ減量・リサイクル推進に関する理解を深めていただくため、廃棄物管理責任者講習会を開催します。さらに、ごみを集積所に排出している小規模事業所に対しては、資源回収業者への誘導によりリサイクルを推進します。

施策例

- 大規模建築物及び事業用建築物の所有者に対する指導
- 優良事業者表彰の実施
(表彰者数 平成28年度5件、29年度6件、30年度4件、令和元年度5件、令和2年度2件)
- 廃棄物管理責任者講習会の開催
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ

令和元年度廃棄物管理責任者講習会



※建物から発生する廃棄物の減量や適正処理を推進する役割を担い、大規模建築物や事業用建築物の所有者に対し設置が義務付けられています。

2 適正処理の推進



3Rを徹底した上で、ごみとして処理しなければならないものについては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、適正に処理します。

区は、区民や事業者に適正排出を促すとともに、安定的・効率的にごみを収集し、環境への負荷が最小限になるように中間処理・最終処分を行っています。

ごみの中間処理は清掃一組により23区が共同処理し、最終処分は23区及び清掃一組が東京都に委託していることから、引き続き、関係団体との連携・協働を進めていきます。

大規模災害時などの緊急時においても、生活環境や公衆衛生を維持するため、計画に基づき適正処理を行います。

1 適正排出のための普及啓発

ごみの分別やリサイクルへの協力など、ごみの適正排出を促進するため、紙媒体やホームページ、スマートフォンなどの既存のツールの他、多様なツールを用いた普及啓発について検討を行います。

区内には、さまざまなライフスタイルの区民が居住していることから、単身世帯、高齢者、外国人、転入者など、対象別の普及啓発を推進します。また、不動産会社等と連携し、管理人のいない集合住宅への指導を強化します。

高齢者・障がい者でごみ出しが困難な世帯に対しては、収集職員が自宅までごみを取りに行く戸別収集を、引き続き実施します。

パソコン、家電製品など、それぞれに対応した法によるリサイクルルートがあるものや、適正処理が困難なため区が収集しない廃棄物について、適正処理に向けた情報提供を行います。

中身の残ったスプレー缶や使い捨てライターが原因の車両火災



施策例

- 対象別の普及啓発（転入者・外国人・単身世帯・高齢者・若年層）
- 紙媒体・ホームページ・スマートフォンなど既存ツールのほか、多様なツールの活用
- 関係団体と連携した管理人のいない集合住宅への指導強化
- 高齢者・障がい者への戸別収集・粗大ごみの運び出し収集の実施
- 区で収集しない廃棄物の適正処理の情報提供

2 街の美化の推進

防鳥ネットの貸し出し、排出状況のよくない集積所への看板の設置、区職員による排出指導により、集積所の美化を推進します。排出ルールに反したごみなどについては、警告シールを貼付した上で指導します。

施策例

- 防鳥ネット等の貸し出し
- 不法投棄防止など警告用看板等の設置
- ルールに反して排出されたごみ等への警告シールの貼付と指導

【コラム】大田区ごみ分別アプリの配信

大田区では、平成29年11月から「大田区ごみ分別アプリ」を配信しています。令和2年12月末現在、ダウンロード数は2万8,000件に上っています。

アプリには、収集日がわかるカレンダーやごみ分別辞典、災害時等に収集状況を伝えるお知らせ機能など、便利な機能がたくさんあります。

また、日本語を含む7か国の言語に対応しており、区内在住外国人の方も利用できるアプリとなっています。

○対応言語（日本語、英語、中国語、ハングル、タガログ語、ネパール語、ベトナム語）

3 安定的な収集・運搬体制

集積所に排出されたごみ・資源については、規定時間内に遅滞なく収集できる体制を維持します。

ごみ・資源の収集に際しては、収集車から温室効果ガスが発生することから、より効率的な収集を意識したルート設定を行うとともに、車両の更新時には、燃料消費量の少ない車両を選択します。

施策例

- 安定的な収集体制の維持
- 効率的なルート設定
- 低公害車の導入

収集作業



4 清掃一組・東京都と連携した中間処理・最終処分等の実施

区及び一般廃棄物処理事業者が収集したごみは、清掃工場など清掃一組のごみ処理施設で中間処理を行います。中間処理後の焼却灰等については、清掃一組がセメント原料化等への再利用を行うほか、東京都に委託して最終処分します。

ごみの中間処理を行う清掃工場の安定的な運営にあたっては、地元の住民・事業者のご理解とご協力が不可欠です。区は清掃一組とともに清掃工場運営協議会を定期的開催し、地元の意見を清掃工場の運営に反映できるよう調整を図ります。清掃工場の運営にあたっては、地元の住民・事業者のご理解とご協力が不可欠です。そこで区は、清掃一組とともに清掃工場運営協議会の運営を円滑に行い、地元の意見を清掃工場の運営に反映できるよう調整を図ります。

大田清掃工場



写真提供 東京二十三区清掃一部事務組合

施策例

- 清掃一組による共同処理
- 清掃工場運営協議会の運営への協力
- 東京都への最終処分の委託

5 事業系ごみの適正排出に向けた指導の推進

事業系ごみは廃棄物処理法に基づき自己処理が原則です。区収集を利用している事業者のうち、一定のごみ量を継続的に排出する事業者に対して、一般廃棄物処理業者への委託を促すための指導や、集積所への排出基準の見直しを検討します。

また、区収集を利用する事業所に対しては、適正排出を促すとともに、事業系有料ごみ処理券の貼付の徹底が推進される施策を検討します。

一般廃棄物処理業者に対しては、許可更新時等において立入指導を行います。

施策例

- 一般廃棄物処理業者収集への誘導
- 商店街単位等での委託の推進
- 集積所への排出基準の見直し
- 事業系有料ごみ処理券の貼付の徹底
- 再利用計画書等に基づく排出指導
- 一般廃棄物処理業者への指導

6 有害廃棄物への対応

「水銀に関する水俣条約」の円滑な実施のため、平成29年（2017年）8月、「水銀汚染防止法」が施行されました。市区町村は、廃棄された水銀使用製品の適正な回収に必要な措置を講ずるよう努めることが規定されており、平成28年度からモデル事業を開始し、平成30年度からは区内全域で水銀を含む蛍光管等の回収を実施しています。

【コラム】 有害物質の搬入による清掃工場への影響

清掃工場に、水銀などの有害物質が搬入されると、排ガスに混じって工場の外に放出されてしまうため、焼却炉を停止し、機器の点検、清掃などをしなければなりません。

焼却不適物の搬入が原因で清掃工場の焼却炉が停止すると、ごみの収集が遅れるなど、23区のごみ処理に大きな影響を与えかねません。また、焼却炉の停止や再稼働には、多くの時間と費用がかかります。水銀を使用している血圧計や体温計などは、決められた方法で処分してください。

(水銀混入による焼却炉の停止状況)

中央	2号炉	平成26年2月8日から 平成26年6月11日まで	練馬	1号炉	平成29年2月13日から 平成29年2月28日まで
江戸川	2号炉	平成26年11月3日から 平成26年12月13日まで	中央	2号炉	平成29年3月3日から 平成29年3月13日まで
品川	1号炉	平成27年1月28日から 平成27年2月20日まで	板橋	1号炉	平成29年5月12日から 平成29年5月24日まで
江戸川	2号炉	平成27年12月19日から 平成27年12月30日まで	有明	1号炉	令和2年11月22日から 令和2年12月19日まで
中央	2号炉	平成28年3月11日から 平成28年5月5日まで			

7 大規模災害への対応

令和2年3月、首都直下地震等の非常災害に伴い発生した廃棄物の適正処理に向けて、「大田区災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後、計画をさらに具体化し、大規模災害時の廃棄物による生活環境や公衆衛生への影響が最小限となるよう、必要な対策を講じます。

災害時におけるがれき・ごみ処理等の応急対策については、平成27年4月、応急対策活動業務の整理等を行い、改めて区内事業者団体と協定を締結しました。引き続き連携を深め、災害時への対応力を高めます。

また、令和2年4月、特別区区長会は、大規模災害が東京23区内で発生した場合、23区及び清掃一組（以下「各区等」といいます。）が、円滑かつ迅速に災害廃棄物の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定を締結しました。大規模災害発生時に、この協定の実効性をより高めるために、本区を含めた23区間で、引き続き協議・検討を進めます。

3 協働の推進



3R・適正処理を推進するためには、区民や事業者の協力が欠かせません。特に、発生抑制、再使用の取り組みの主体は区民・事業者であり、区は区民・事業者の取り組みを支援する役割があります。区民・事業者に3R・適正処理に関する情報を、さまざまな媒体を通じて提供するとともに、大田区清掃・リサイクル協議会やふれあい指導を通じて、区民・事業者の意向を把握し、清掃事業に反映します。

1 環境教育・環境学習の推進

大人も子どもも区民が環境問題について気軽に学べ、さまざまなライフスタイルを持つ区民が、理解度に応じた環境教育に参加できるよう、プログラムを整備します。区で実施するイベントや区内企業と連携した、環境教育・環境学習を検討します。特に未来を担う子どもたちが環境問題への関心を高め行動するよう、児童・生徒を対象とした環境教育を継続します。

施策例

- 「地球にやさしいまちづくりポスター」の選考
- 各種イベントでの普及啓発
- 区民・事業者用啓発冊子の作成
- 小学校環境教育副読本の作成
- 区内企業との連携の検討

令和2年度
地球にやさしいまちづくりポスター
最優秀賞作品
(小学校高学年の部)

環境学習の様子



2 区民参画・情報交換

区からの一方的な情報提供だけでなく、大田区清掃・リサイクル協議会などを通じて、区民・事業者との情報交換を行い、清掃・リサイクル事業に反映させます。また、ごみの排出における公衆衛生の保持等については、地域の実情等を踏まえ、地元自治会・町会との連携の可能性を探ってまいります。

ホームページを通じた意見聴取に加えて、モバイルやツイッター、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）などによる、新たな情報交換ツールについても引き続き活用し、拡充を検討します。

3 ふれあい指導の推進

清掃事務所と区民・事業者との間で、ごみやリサイクルについての対話を活発化し、区民・事業者に一層の理解と協力を得ることを目的として、ふれあい指導を推進します。

ふれあい指導



4 関連団体への働きかけ

3Rを推進するためには、事業者の拡大生産者責任に基づく取り組みが不可欠です。区内事業者に対して、店頭回収の実施や過剰包装の抑制を働きかけるとともに、製造事業者等に対しては、国や都を通じて他自治体と共同し、拡大生産者責任に基づく取り組みを働きかけていきます。

施策例

- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」といいます。）の改正等への働きかけ
- 処理が困難な廃棄物の製造事業者への働きかけ

5 区自らの取り組みの強化

区民・事業者にライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるために、区は、区自らの取り組みを強化します。

重点施策

1 食品ロスの削減



1 食品ロスを取り巻く現状

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えています。食品ロスの削減は誰もが取り組める身近な課題であるとともに、皆が取り組まなければならない重要な課題です。

世界の食料廃棄量は年間約 13 億 t と推計され、人の消費のために生産された食料のおよそ 1/3 に及びます。一方で、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 6 億 9 千万人いると推計されています。国際連合世界食糧計画（国連 WFP）による世界全体の 2019 年食糧援助量は約 420 万 t であり、食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

世界の人口は増え続け、2050 年には約 97 億人に達すると推計されています。国際的に食品ロスの削減は重要な課題であり、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 12「つくる責任つかう責任」において、平成 12 年度（2000 年度）と比較して令和 12 年度（2030 年度）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させるという目標が掲げられています。

2 国・都の食品ロス削減のための方向性

国内では、年間約 612 万 t（平成 29 年度農林水産省推計）、国民 1 人 1 日あたり約 132 g（お茶碗約 1 杯分のご飯の量に相当）の食品が食べられずに捨てられています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）において、家庭系食品ロス量の令和 12 年度（2030 年度）の目標値を平成 12 年度（2000 年度）の食品ロス発生量の半減と設定し、令和元年（2019 年）10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

また、都では令和元年（2019 年）12 月に令和 32 年（2050 年）までに CO₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。その中で食品ロスについても言及し、令和 32 年（2050 年）の食品ロス実質ゼロを目指すべき姿とし、令和 12 年（2030 年）に向けた主要目標として、平成 12 年度（2000 年度）の食品ロス発生量 76 万トン半減すると掲げています。

3 現状の区の取り組み

平成 27 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの 39.5% が生ごみで、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された未利用食品が 2.9% となっています。区における可燃ごみの量がおよそ 12.4 万 t (平成 29 年度) であり、およそ 3,596t (12.4 万 t × 2.9%) もの未利用食品が廃棄されていると考えられます。

持続可能な開発目標 (SDGs) でも掲げられている食品ロス削減に向け、食品ロス削減に取り組む区内事業者と連携した普及啓発や将来を担う小・中学生を対象とした出前授業、区内事業者から発生する未利用食品について福祉団体等との需給マッチング等を実施し、食品ロス削減の機運を高めていきます。

大田区食品ロス削減 普及啓発ポスター



区では食品ロス削減のために次の取り組みを行っています。

普及啓発

- 大田区食べきり応援団
食品ロス削減に取り組む区内事業者を区がホームページや広報誌等を通じてPRし、区民の利用を推奨するなどして、登録事業者の食べきり活動を支援します。
- 食品ロスに関する出前授業
区立小・中学生を対象に食品ロスを「知る・考える」きっかけとして、食品ロスをテーマにした出前授業を実施します。
- 先進的なサービスを提供する民間事業者との連携
フードシェアリングサービス（※）を提供する民間事業者と連携協定を締結し、新たな消費行動の変容により食品ロス削減につながる普及啓発を行っています。

※フードシェアリングとは、食品ロス削減に関する取り組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう食品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みです。

大田区における食品ロス削減に向けた連携協定



(株)クラダシ・(株)コークッキングと連携協定を締結しています（令和2年12月時点）

- エコレシピコンクール・環境にやさしいお料理教室
食材を無駄なく使い切って食品ロスを削減するとともに、調理や片付けの際にエネルギーの使い方を工夫することで、環境全般のことを考えた料理・エコレシピを区民の方々から募集する「エコレシピコンクール」を開催しています。
また、区内専門学校の協力を得て、コンクール受賞レシピを調理する「環境にやさしいお料理教室」も実施しています。

- 食品ロス削減のための動画配信

家庭の身近なことから食品ロスに取り組んでいただけるように「冷蔵庫整理と食品ロス削減」をテーマにした動画を、YouTube 大田区公式チャンネルで配信しています。

- 食品ロスダイアリーの配布・ホームページ公開

自分の家から出ている食品ロスについて調べ、「その食品ロスがなかったら」、「食品ロスを出さないようにするには」などを学ぶのに便利な「7日でチャレンジ食品ロスダイアリー」を作成し、区立小学校の5年生を対象に配布しています。

未利用食品の有効活用

- フードドライブ

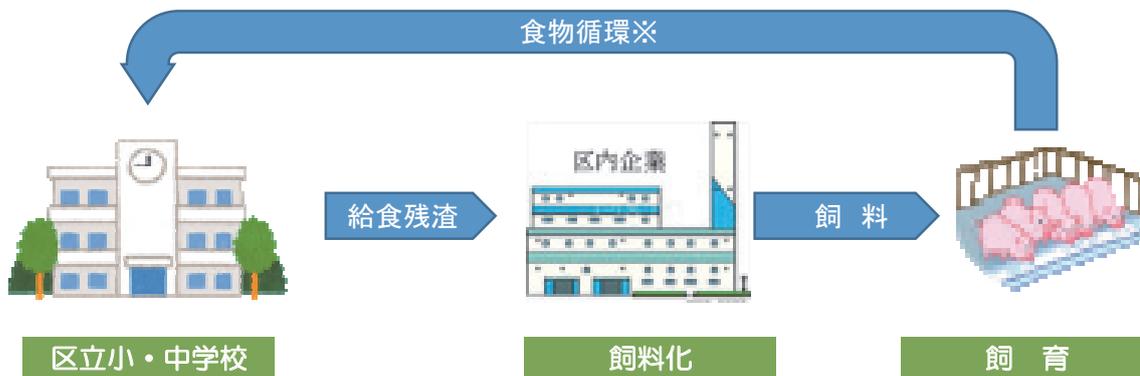
家庭にある未利用食品を区に持ち寄り、これを区内の福祉団体等に寄付する活動です。

- 地産地消型未利用食品マッチング

区内事業者から排出される食品ロスについて、食品を必要としている区内の福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ることで食品ロス削減へとつなげます。

【コラム】大田区が取り組む食品リサイクルの推進

大田区では食品ロス削減に取り組むとともに、やむなく排出される区立の小・中学校における給食の食べ残しや調理の際に出るくずなどの給食残渣について、これを回収、加工して飼料に再生させる食品リサイクルを行っています。



※食物循環のイメージ図であり、直接的に区立小・中学校に提供するものではありません。

【コラム】新型コロナウイルス感染症の影響で発生する未利用食品に対する取り組み

令和2年、新型コロナウイルス感染症の対策として、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休校などの対応が求められ、これらのイベントや学校給食で活用予定であった食品が未利用となり、場合によっては多量の廃棄物として発生するおそれがありました。

こうした状況を踏まえ、農林水産省は、未利用食品のフードバンクへの寄付推進のため、全国の食品関連事業者からフードバンクへ寄付することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取り組みを行いました。

大田区でも、学校休校により未利用となった食品について、給食用食材納入業者と福祉団体等をマッチングし、有効活用を図りました。



4 先進的な取り組み事例

① 業界団体の取り組み

● 賞味期限表示の大括り化

現在、ほとんどの商品の賞味期限は「年月日」で表示されています。日本では、納品する商品の賞味期限が、既に納品済み商品の賞味期限より先に来るものは納品しないという商慣習があります。そのため、「年月」で表示したり、「日」を10日単位で表示したりすることで、日付逆転による食品ロスの発生を防ぐことが期待されます。農林水産省では、事業者における「賞味期限表示の大括り化」を後押しするために、先行事例をとりまとめています。

● 3分の1ルール見直しの傾向

日本には「3分の1ルール」という商慣習があります。これは、賞味期限を「3分の1」に分け、賞味期間が6か月とすれば、最初の「3分の1」にあたる2か月以内に卸業者は小売店に納入しなければならず、次の「3分の1」にあたる4か月以内に小売店は商品を販売しなければならず、それを過ぎたもの

は返品、値引き販売、廃棄などがされるというルールがあります。農林水産省と経済産業省では、この商習慣を見直すよう働きかけており、納入期限見直しの小売店の増加や、返品率の減少に効果が現れています。

②行政の取り組み

● 「季節食品」のロス削減活動

クリスマスケーキ、おせち料理などの「季節食品」は、特定の日が過ぎると価値を失ってしまいます。近年、節分に恵方巻きを食べる習慣が定着しつつあり、節分を過ぎると小売店から大量の恵方巻きが廃棄されることが問題となっています。農林水産省では、「季節商品の食品ロスを削減するための対応について」において、予約販売の実施などを呼びかけ、取り組みを行う事業者名を公表し、ステッカーなどのPR資材を配布しています。

● 「ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネス」の促進

食品ロス削減においても、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）やAI（Artificial Intelligence：人工知能）が活用されつつあります。農林水産省では、ICTやAI等の新技術を活用し、たとえば、商品の需要を予測して適切な量を発注したり、消費期限・賞味期限が迫った商品や仕込みすぎた料理を売り切ったりするビジネスを募集しています。このようなビジネスについて、ホームページで公表したり、食品関連事業者などとの交流会を開催することで、取り組みを促進しています。

③民間事業者の取り組み

● KURADASHI（株クラダシ）

食品ロスになる可能性のある商品を、食品ロス削減に賛同するメーカーから協賛価格で提供を受け、お手頃価格で消費者（会員）に販売します。

さらに購入代金の一部を社会貢献活動団体へと寄付することができる社会貢献型ショッピングサイトです。

● TABETE（株コークッキング）

まだおいしく食べられるにも関わらず、閉店時間や賞味期限などの理由からお店が捨てざるを得ない料理や食品をアプリに掲載し、登録ユーザーにつなぐフードシェアリングです。

大田区では、(株)クラダシ、(株)コークッキングの各々と食品ロス削減の普及啓発を目的とした連携協定を締結しています。

2 プラスチックごみの削減



1 プラスチックごみ削減を取巻く現状

プラスチックは、軽量で丈夫、また加工が容易なため、さまざまな製品に利用され私たちの日常生活で大きな役割を果たしています。

<海洋プラスチック問題>

プラスチックはその耐久性と安定性から、自然分解されず半永久的に残るという特徴があります。自然界に流出したプラスチックは紫外線や波で劣化し、断片化されてできるマイクロプラスチック（通常、直径5mm以下のプラスチックと定義）となります。クジラやウミガメ、魚、海鳥の体内からもマイクロプラスチックが出てきたという報告もあり、生態系・海洋環境への影響が懸念されます。

<地球温暖化の防止>

プラスチックは、ほとんどが化石燃料からできているため、焼却をすることにより温室効果ガスが発生します。そのため、プラスチックの発生抑制や、環境負荷低減効果の高い方法でリサイクルすることは、地球温暖化防止に効果があります。

<国の動向>

プラスチックごみ問題は世界的課題であり、令和元年（2019年）のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32年（2050年）までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、G20エネルギー・環境関係閣僚会合では、その実現に向け行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

国では、令和元年（2019年）5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。「3R + Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とし、リデュース（発生抑制）等、リサイクル、再生材バイオプラスチック、海洋プラスチック対策などが重点戦略として掲げられています。

<東京都の動向>

東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」を令和元年（2019年）12月に策定し、東京都独自の目標として、令和12年度（2030年度）の家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックごみの焼却量を平成29年度（2017年度）比で40%削減することを設定しています。

2 プラスチック削減に向けた基本的方向性

これらの点を踏まえ、区においても、区民や事業者と連携してプラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換を推進していきます。

プラスチックごみ問題を解決するためにはリデュース（Reduce）が基本であり、例えばマイバッグを持参してレジ袋を買わない、飲食店等で使い捨てのプラスチックを勧められても断るなど、プラスチックをできるだけ使わない取り組みが必要です。そのうえで、発生したプラスチックについては、環境への影響を考慮した利用方法について検討する必要があります。また、プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品に見直すことなども重要です。

3 区の取り組み

区ではプラスチック削減のために次の取り組みを行っています。

- 協働の推進（資源循環学習教室（環境学習））の実施
- 3Rの推進キャンペーンの展開
- イベント開催時における普及・啓発活動
- 区の率先したプラスチックごみ削減の取り組みの推進
- プラスチックごみ削減を促進するための仕組みづくり
- 新たなプラスチックのリサイクル方法の検討（新規）

4 新たなプラスチックのリサイクルに関する区の基本的考え方

①基本的考え方

汚れのない単一素材による高価値なりサイクルこそ有用と考え、多数種あるプラスチックの中で、現在、異種素材が混合しにくい「ペットボトル」、「食品トレイ」、「発泡スチロール」の3品目を分別回収し、再資源化を行っています。リサイクルにおいては、環境負荷やコスト、区民の利便性等を総合的に判断し、実施することが重要と考えています。

②容器包装リサイクルについて

<現在の区の取り組み>

区では、容器包装プラスチックの集積所回収の導入の是非を検討するため、平

成 23 年度から平成 26 年度まで「資源モデル回収事業」を実施しました。この事業を通じて、環境負荷の低減効果、コスト、区民の利便性を複合的に精査した結果、平成 27 年 10 月から確実に環境負荷の低減効果が見込まれる発泡スチロールの集積所回収を導入しました。その他の廃プラスチックについては、可燃ごみとして収集し、清掃工場で発電に利用するなどサーマルリサイクルを実施しています。

<容器包装リサイクル法の課題>

現在の容器包装リサイクル法では、リサイクル手法は事業者の入札により決定するため、自治体を選択できない仕組みになっています。そのため、入札の結果によっては、環境負荷の低減効果が低いリサイクル手法になってしまう可能性があります。また、リサイクルに要するコストでは、自治体の負担が大きく、事業者は小さくなっているため、適正な負担割合となっていない状況です。

区では、東京都や全国都市清掃会議などを通じて、リサイクル手法を自治体を選択できる仕組みにするなど、容器包装リサイクル法の改正について、国に働きかけていきます。

<新たなプラスチックのリサイクル方法の検討>

プラスチックのリサイクル方法を検討する際には、集積所を使った資源回収を行う場合と、現行のサーマルリサイクルを継続した場合とを比較し、発生する環境負荷等（温室効果ガス排出量等）を LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いて評価します。その上で、コスト分析を行い、区民の利便性などを考慮して、対象品目や回収方法について検討します。

また、国の審議会の意見具申、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」（令和 3 年 1 月）を踏まえ、令和 3 年 3 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、プラスチック製品についても容器包装リサイクル法ルートを活用して再商品化することや、自治体による選別・梱包等を省略して再商品化事業者が実施することなどが法案に盛り込まれました。今後の法制化及び制度設計の動き等、国の動向を注視していきます。

5 計画の推進体制

プラスチックごみの削減は、区民及び従業者の1人ひとりがライフスタイルを見直し、事業所が事業活動の転換をしていくことによって成し遂げられます。そのため、区では消費生活、産業振興、環境、福祉・保健、教育の各部署と情報を共有し、連携を密にして施策に取り組みます。

【コラム】 レジ袋の有料化

海洋プラスチックや地球温暖化に関する報道に接する機会が増えています。こうした中、令和2年7月、環境問題の解決への第一歩として、容器包装リサイクル法に基づく省令改正等により、商品を持ち運ぶ持ち手のついたプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化が始まりました。

全国一斉有料化となったことを機会に、マイバッグやエコバッグの持参など、ライフスタイルの変革を進めて、レジ袋の削減とプラスチックを賢く使う工夫が求められます。



6 区民・事業者の行動指針・行動計画

①区民

■行動指針

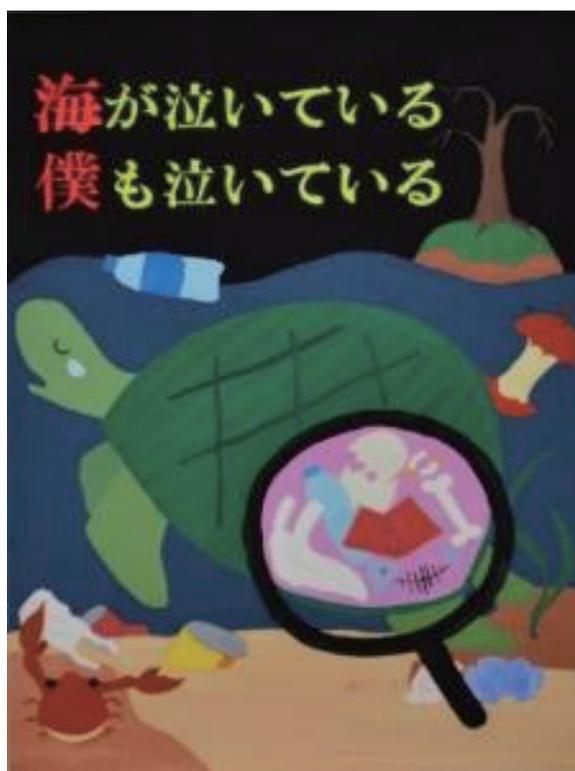
過剰または不要なプラスチックは断る・見直すように努めます。

■行動計画

区民は、プラスチックごみ削減のため、次のように取り組みます。

- プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します。
- プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集します。
- コンビニエンスストアでの買い物時（テイクアウトなど）、使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります（衛生目的で使用する場合を除く）。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- マイバッグを持参して、不要なレジ袋を断ります。
- 飲み物は、なるべくびんや缶製品を選びます。
- 詰め替え製品を購入します。
- プラスチックごみが散乱することがないように、適正に廃棄します。
- 街の美化運動などプラスチックごみの散乱を防止する運動に参加します。

令和2年度
地球にやさしいまちづくりポスター
最優秀賞作品
(中学校の部)



②事業者

■行動指針

○一般事業者

プラスチックを代替できる商品の購入に努めます。

○販売事業者

プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます。

○飲食店等

使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます。

■行動計画

区内の事業者は、プラスチック削減のために、次のように取り組みます。

○一般事業者

- 備品や消耗品の購入に際しては、プラスチックを使用しない製品や生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
- ウォーターサーバーやマイカップを使います。
- イベント等における使い捨てプラスチック製品の使用を見直します。

○販売事業者

- プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品を取り扱い、消費者の選択肢を広げます。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します。
- 環境への影響を考慮した上でバイオマスプラスチックを使用します。
- 包装のサイズを適正化して、プラスチックの過剰な使用を減らします。

○飲食店等

- 何回も使える容器やプラスチック以外の容器で販売します。
- 使い捨ての食器類をやめて、繰り返し使えるものにします。

生活排水処理基本計画



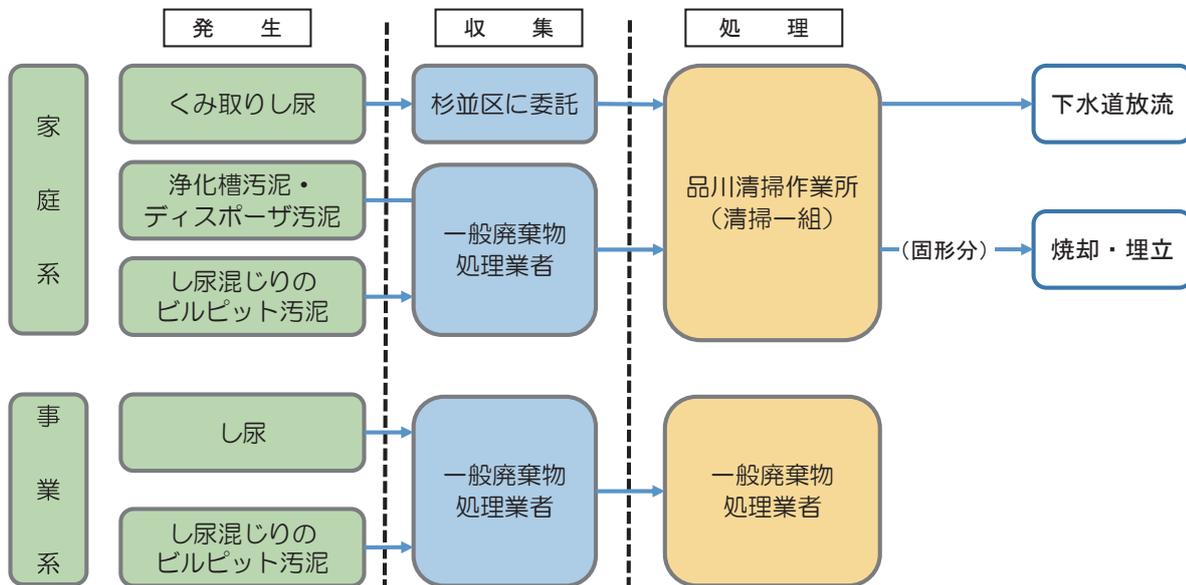
1 現状

大田区の下水道普及率は、ほぼ 100%となっており、令和2年3月31日現在で、くみ取り戸数が36世帯、浄化槽設置基数が16基と、年々、減少傾向にあります。一方で、ディスポーザ排水処理システム（※1）を設置した集合住宅が増加しています。

一般家庭のくみ取りし尿は、下図のとおり、収集作業を委託し、清掃一組の施設で処理しています。一般家庭の浄化槽汚泥・ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥（※2）は、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組の施設で処理しています。事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理しています。

清掃一組の施設では、固液分離、脱水等の処理を行い、水分は下水排水基準内に希釈して下水道に放流、固形分は焼却して埋め立てています。

図表 7-1 生活排水の処理フロー



※1 ディスポーザとは、キッチンの排水口の下に設置し、生ごみを粉砕して配水管に流す装置です。ディスポーザ排水処理システムとは、生ごみを含む排水を排水処理してから下水道に流すものです。東京23区で使用できるものは、(公社)日本下水道協会による規格適合評価及び製品認証を受けたものに限られます。

※2 ビルピット汚泥とは、もっぱら居住用の建築物から排出されたもので、区長の承認を受けたものに限られます。

2 基本方針

- 基本方針1 排出源での水環境への負荷を軽減します。
- 基本方針2 効率的かつ適正に収集・処理します。

3 施策

1 水環境への負荷の軽減

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、下水道への接続を促進します。
- 浄化槽については、浄化槽が適正に機能するよう、浄化槽管理者に対して定期清掃等の情報を提供し、指導します。

2 効率的かつ適正な収集・処理

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、対象戸数の減少にあわせて適切なサービス水準を維持しながら、効率的な収集を進め、清掃一組で処理します。
- 一般家庭の浄化槽汚泥・デスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥は、保守点検等の維持管理に関する指導をしながら、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組で処理します。
- 事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理します。

大田区一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～令和7年度）
—令和2年度改定—

令和3年3月

発行 大田区環境清掃部

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14

電話 03-5744-1628（直通）